

# 子ども・子育て支援制度における 認可事業 ～小規模保育事業の概要～

久留米市

# 家庭的保育事業等(地域型保育事業)

- 家庭的保育事業(利用定員5人以下)
- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)  
(A型・B型・C型の3つに区分されます)
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業      保育所型・小規模型

## 定員の設定

	家庭的 保育	小規模保育			居宅訪問型 保育	事業所内保育	
		A	B	C		保育所型	小規模型
利用定員	5人以下	6人以上19人以下 (C型は10人以下)			—	20人以上	19人以下
対象児童	3号認定子ども:3歳未満児 (特例給付の場合を除く)						

# 小規模保育事業とは

1 法的位置づけ	児童福祉法第34条の15 子ども・子育て支援法第43条
2 所管	久留米市
3 基準	① 久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び条例施行規則 ② 久留米市特定地域型保育の運営基準に関する条例
4 監査	年1回以上(児童福祉法施行令第35条の4)
5 市の財政措置	地域型保育給付費
6 対象児童	3号認定こども(保育が必要な3歳未満児)
7 利用申込・選考	久留米市が利用調整
8 利用料(基本分)	久留米市が定める
9 給食の提供	義務(原則、自園調理)
10 事業実施の可否	久留米市が認可

# 小規模保育事業の主な職員配置・施設基準等

	A型	B型	C型
定員	6～19人		6～10人
配置職員の職種	保育士、嘱託医、調理員(※1)	保育士、保育従事者、嘱託医、調理員(※1)	家庭的保育者、嘱託医、調理員(※1)
配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児の園児3人に対して1人</li> <li>・1～2歳児の園児6人に対して1人</li> <li>・上記に加え1人</li> </ul>		園児3人に対し1人 ※家庭的保育補助者がつく場合は5人に対し1人
保育に従事者する者の資格	保育士(全員)	½以上が保育士	家庭的保育者
必要な設備、面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室又はほふく室 3.3㎡／1人(2歳未満児)</li> <li>・保育室又は遊戯室 1.98㎡／1人(2歳児) 【C型は3.3㎡／1人】</li> <li>・屋外遊戯場 3.3㎡／1人(2歳児)</li> <li>・調理設備</li> <li>・便所</li> </ul> ※保育室等が2階以上に設けられる場合は避難上必要な施設や設備が必要		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行わなければならない。</li> <li>・利用開始時、少なくとも1年に2回の定期健診、必要に応じて臨時の健康診断を行わなければならない。</li> <li>・運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。</li> </ul>		

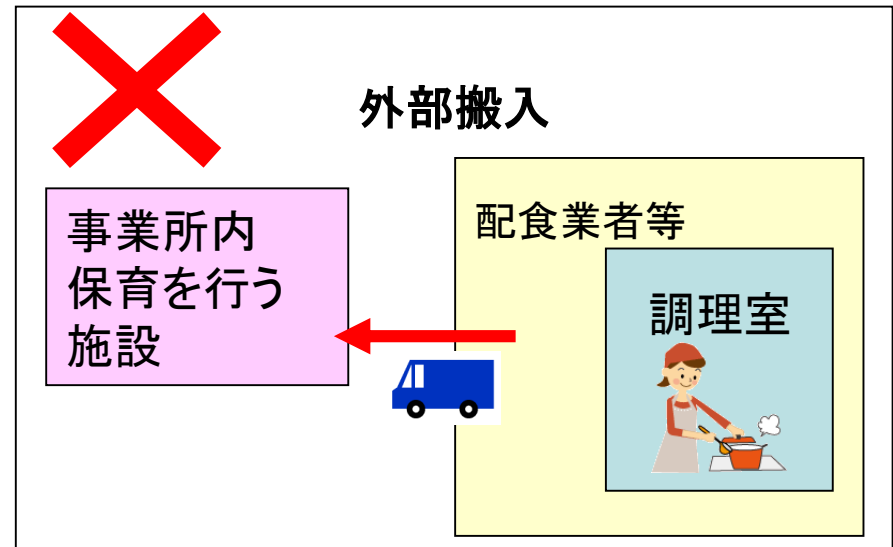
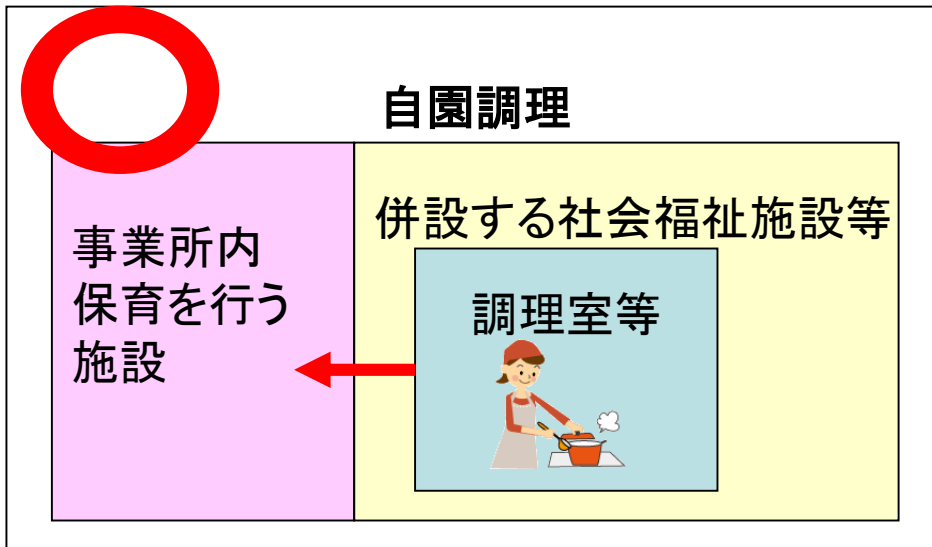
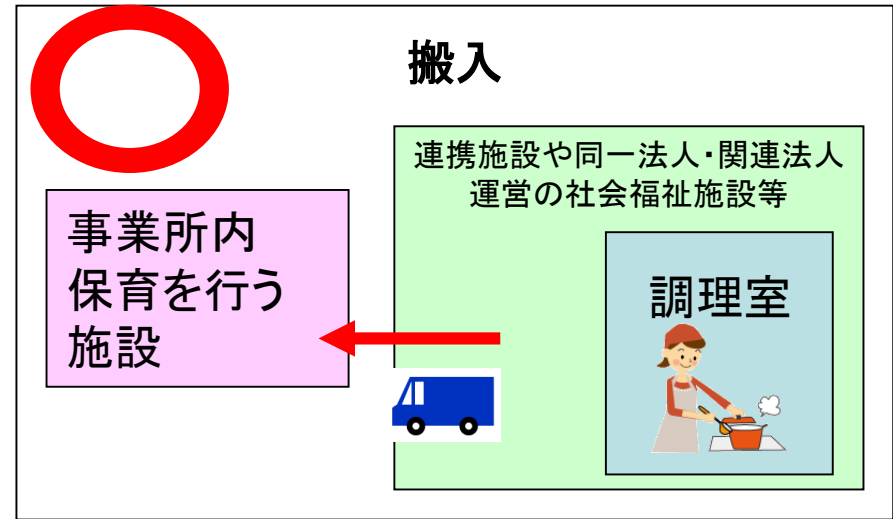
# 連携施設の確保(第7条)

- 家庭的保育事業者等は連携施設を適切に確保しなければならない
- 連携施設は認可施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)
- 連携協力の内容
  - ①合同保育に関する支援(第1項)
  - ②相談や助言による支援(第1項)
  - ③代替保育の提供(第2項)
  - ④乳幼児卒園後の受入れ(第3項)

# 食事の提供(第16条、第17条)

- 原則、自園調理(調理業務の委託は可)
- 例外として、搬入が認められる場合の搬入施設
  - ※この場合においても加熱や保存等の設備を備えなければならない。
  - (1)連携施設
  - (2)同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

# 食事搬入等の取扱いについて(第16条、第17条)



その他、離乳食やアレルギー等への適切な対応が可能であること、食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めることなどの条件あり。

# 運営規程の整備(第19条)

事業の運営についての重要事項を定めておかなければならない

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

# 事業開始までの流れ

